

四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第29号

四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付規則（令和5年四日市市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において処理機とは、<u>次の各号のいずれかに該当するもので、市長が認めたものをいう。</u></p> <p>(1) <u>電動式生ごみ処理機 電力を用いて、かくはん、加温送風等を行うことにより、生ごみの堆肥化又は減量を行う機械</u></p> <p>(2) <u>生ごみ堆肥化容器 電力を用いることなく、地中に存在する微生物の作用により、生ごみの堆肥化又は減量を行う容器（組立て式のものを含む。）</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 補助の対象となる処理機の基数は、1世帯当たり <u>電動式生ごみ処理機については1基、生ごみ堆肥化容器については</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において処理機とは、<u>電力を用いて、かくはん、加温送風等を行うことにより、生ごみの堆肥化又は減量を行う機械</u>で、市長が認めたものをいう。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 補助の対象となる処理機の基数は、1世帯当たり1基とする。ただし、補助金の交付の対象となった処理機を購入し</p>

2基とする。ただし、補助金の交付の対象となった処理機を購入してから5年が経過したときその他市長が認めるときは、この限りでない。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼請求書(第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。)に、購入者氏名、購入年月日、購入金額及び購入する機種が明示された領収書の写し並びに組み立てたことが確認できる写真(生ごみ堆肥化容器のうち組立て式のものを購入した場合に限る。)を添えて、処理機を購入した日から起算して60日以内又は処理機を購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 生ごみ堆肥化容器の2基目を購入した者が行う補助金の申請については、前項の規定にかかわらず、1基目の処理機を購入した日から起算して60日以内又は処理機を購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(設置者の義務)

第8条 この規則に基づき補助金の交付を受け、処理機を設置した者は、その処理機を常に良好な状態に保持できるよ

てから5年が経過したときその他市長が認めるときは、この限りでない。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼請求書(第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。)に、購入者氏名、購入年月日、購入金額及び購入する機種が明示された領収書の写しを添えて、処理機を購入した日から起算して60日以内又は処理機を購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(設置者の義務)

第8条 この規則に基づき補助金の交付を受け、処理機を設置した者は、その処理機を常に良好な状態に保持できるよ

う維持管理を行い、騒音、汚水、悪臭等により近隣の居住者に迷惑をかけないよう努めるとともに、市長が処理機の設置状況の現地確認を求めた場合には協力しなければならない。

う維持管理を行い、騒音、汚水、悪臭等により近隣の居住者に迷惑をかけないよう努めなければならない。

第1号様式を次のように改める。

（宛先）四日市市長

四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼請求書

四日市市生ごみ処理機購入費補助金の交付を受けたいので、四日市市生ごみ処理機購入費補助金交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、補助金の交付が決定したときは、次の口座に振込みを依頼します。

申請者	氏名 (世帯主名)	※氏名の記載に当たっては、申請者本人の署名又は記名押印とすること。						
	住所	〒						
	電話番号							
補助金振込先  ※申請者本人以外の口座へ振り込みを希望する場合は、委任状が必要です。	金融機関	銀行 金庫 農協			支店 支所			
	口座番号	普通・当座						
	ふりがな							
	口座名義人							
購入機器 ※どちらか一方のみ申請できます		<input type="checkbox"/> 電動式生ごみ処理機（基数：1基まで） <input type="checkbox"/> 生ごみ堆肥化容器（基数：1基・2基）						
メーカー名				商品名				
購入年月日	年		月		日			
購入金額	円							
交付申請額	円（※上限15,000円）							

※交付申請額は購入金額の2分の1に相当する額で、15,000円を上限とします。

（ただし、1,000円未満の端数は切り捨て）

※申請期間は購入した日から60日以内又は処理機を購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までとなります。

※生ごみ堆肥化容器を2基購入される場合は、申請は1回限りとなります。1基目の生ごみ堆肥化容器を購入した日から起算して、60日以内又は購入日の属する年度の末日のいずれか早い日までに2基分の領収書を添えて申請してください。また、2基の合計金額の2分の1（15,000円）が上限金額となります。

※補助金対象額は処理機本体の購入に要した額であり、保証料、送料、ポイントで支払った額等は対象外です。

【添付書類】

- ・領収書の写し（世帯主氏名、購入年月日、購入金額及び購入機種が明記されたもの）
- ・＜申請者以外の口座へ振り込みを希望する場合＞ 委任状（※押印が必要）
- ・＜組み立て式生ごみ堆肥化容器を希望する場合＞ 組み立てたことが確認できる写真

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(環境部生活環境課)